

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------------------|------|--------------------------|--------------|-------|--------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 城北川アクアパークポンプ場噴水ポンプ修繕 | 設備修繕 | (株)鶴見製作所 | 1,976,400 | 8月28日 | 2号 | G 3 | — |
| 2 | 真田山公園事務所2階詰所空調機修繕(緊急) | 設備修繕 | 不二熱学サービス(株) | 1,998,000 | 8月21日 | 2号及び5号 | G 3 及び G 2 3 | — |
| 3 | 吉野町公園ほか9公園ブランコ修繕 | 設備修繕 | 日都産業(株) | 1,275,480 | 9月7日 | 2号 | G 3 | — |
| 4 | 長吉アンダーパス冠水表示板修繕(緊急) | 設備修繕 | (株)MARUWA S H O M E I | 1,310,580 | 9月18日 | 2号及び5号 | G 3 及び G 2 3 | — |
| 5 | 市岡工営所1階シャッター修繕(緊急) | 設備修繕 | 文化シャッターサービス(株) | 1,535,760 | 9月10日 | 2号及び5号 | G 3 及び G 2 3 | — |
| 6 | 天王寺動物園アシカ池横便所トップライトガラス等外8か所修繕(緊急) | 建物修繕 | (株)誠廣 | 1,242,000 | 9月20日 | 5号 | G 1 7 | — |

随意契約理由書

1 修繕名称

城北川アクアパークポンプ場噴水ポンプ修繕

2 契約相手方

株式会社鶴見製作所

3 随意契約理由

本修繕は、旭区中宮の水に親しみ憩いの施設であるアクアパークに設置している噴水ポンプが、経年劣化によりポンプ機能が低下したため、消耗部品を交換し機能の回復を行うものである。

当該噴水ポンプは上記業者の独自技術により設計・製作された機器であり、構成する各部品は他社からは調達できない。また、修繕にあたっては同装置の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

真田山公園事務所 2階詰所空調機修繕（緊急）

2 契約の相手方

不二熱学サービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、真田山公園事務所詰所内に設置されている空調機の修繕である。

現在、室外機等の故障により十分な空調機能を果たせていない状況であり、業務に適した環境の維持管理ができておらず、また、各部品等の交換時期にもなっていることから、修繕をする必要がある。

本空調機器は、(株)三菱重工(株)が設計製作したものであり、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、製作会社の修繕、サービス部門を移管されている上記業者に随意契約を依頼するものである。

なお、今回修繕を行う空調機については、現場作業を行う職員の詰所であり、連日 35度を越える猛暑日が続く中、事業主としては、安全衛生上業務に適した環境を早急に回復する必要があると判断することから緊急修繕を行うこととする。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び5号

5 担当部署

真田山公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

吉野町公園ほか9公園ブランコ修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、吉野町公園、鷺洲中公園、上福島東公園、大野東公園、福島公園、此花公園、桜島公園、西九条上公園、西九条西公園及び千鳥橋公園に設置しているブランコの鎖部分及び着座部が経年劣化により摩耗損傷しており、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

長吉アンダーパス冠水表示板修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社MARUWA SHOMEI

3 随意契約理由

本件は、長吉アンダーパスにおいて道路の冠水状況に応じて通行禁止等の交通規制表示を行う画面が表示しなくなり、道路利用者に注意喚起を促すことができないため、修繕を行うものである。

例年、この時期は局地的大雨や台風による短時間で多量の降雨によりアンダーパスの冠水が頻発することから、早急に修繕の必要がある。

なお、本設備は上記業者が設計製作したものであり、故障した部品の取替には既設設備の構成及び取替え部品の整合性など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であることから、上記業者随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第5号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡工営所1階シャッター修繕（緊急）

2 契約相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所1階に設置している電動シャッターが平成30年9月4日に発生した台風21号の影響で両端ともガイドレールから外れ、最下部の部材も破損してしまったため修繕を行うものである。

当該シャッターは庁舎1階車庫に設置しており、道路維持作業で使用する作業車（2tダンプ、軽四）等の特殊車両や直営資材を保管しており、このままでは庁舎の施錠不良に伴う夜間閉庁時の盗難の懸念があるため、早急に修繕を行う必要がある。

なお本設備は、上記業者が製造したものであり、取扱部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者と随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び5号

5 担当部署

西部方面管理事務所管理課

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園アシカ池横便所トップライトガラス等外8か所修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 誠廣

3 随意契約理由

本件は、天王寺動物園及び公園内のアシカ池横便所などを含む9か所が、台風21号の暴風によるトップライトガラスの破損、獣舎の倒れや屋根の破損等したため、修繕するものである。

このままの状態では、安全に来園者が利用できないだけでなく動物を展示することができないため、緊急に修繕する必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築工事での登録を有していることに加え、現場状況に応急かつ柔軟な対処が見込まれ、かつ、本修繕に必要な資材及び人員を確保し、迅速な対応が可能であることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所 管理課